

大館市・田代町任意合併協議会分科会設置規程

(設置)

第1条 大館市・田代町任意合併協議会専門部会設置規程第7条の規定に基づき、大館市・田代町任意合併協議会分科会(以下「分科会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 分科会は、大館市・田代町任意合併協議会専門部会の部会長(以下「部会長」という。)の指示を受け、大館市・田代町任意合併協議会規約第3条各号に掲げる事項について、専門的に協議及び調整を行うものとする。

(名称及び組織)

第3条 各分科会の名称は、別表分科会名の欄に掲げるとおりとし、同表関係所管課の欄に掲げる課等の職員を委員として組織する。

2 各分科会に次の役員を置く。

(1) 分科会長 1人

(2) 副分科会長 1人

3 分科会長及び副分科会長は、委員の互選によりこれを選任する。

(役員の仕事)

第4条 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 分科会の会議(以下「会議」という。)は、分科会長が必要に応じて招集する。

2 分科会長は、会議の議長となる。

3 分科会は、必要に応じて関係する他の分科会と合同の会議を開催することができる。

(関係職員等の出席)

第6条 分科会は、関係職員その他必要と認める者に対し、会議への出席を求めることができる。

(報告)

第7条 分科会長は、分科会における協議及び調整の経過及び結果を部会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、分科会長の属する市又は町の担当部門において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月14日から施行する。

附 則(平成16年1月23日)

この規程は、平成16年1月23日から施行し、改正後の大館市・田代町任意合併協議会分科会設置規程の規定は、平成15年12月27日から適用する。

別表(第3条関係)

分科会委員

専門部会名	分科会名	関係所管課	
		大館市	田代町
企画部会	企画分科会	企画振興課 資源リサイクル対策室 都市計画課	総務課
	電算分科会	電算情報室	総務課
財務部会	財政分科会	財政課	財務課 出納室
	契約検査分科会	契約検査課	財務課 建設課
	会計分科会	会計課	総務課 財務課 税務課 出納室
総務部会	総務分科会	総務課	総務課 財務課 住民課
	例規分科会	総務課	総務課
	広報広聴分科会	総務課	総務課
	防災分科会	総務課	住民課
	人事分科会	職員課	総務課
	管財分科会	管財課	総務課 財務課 出納室
税務部会	賦課分科会	税務課	税務課 福祉保健課
	徴収分科会	収納課	税務課
住民部会	住民分科会	市民課	税務課 住民課 選管委員会
	年金分科会	市民課	住民課
	国保分科会	保険課	税務課 福祉保健課
	医療給付分科会	保険課	福祉保健課
	保健分科会	保険課 保健センター	福祉保健課
	生活環境分科会	資源リサイクル対策室 生活環境課	総務課 財務課 住民課 福祉保健課 建設課

福 祉 部 会	福祉総務分科会	福祉課	福祉保健課
	保護分科会	福祉課	福祉保健課
	社会福祉分科会	福祉課	総務課 住民課 福祉保健課
	児童福祉分科会	福祉課	福祉保健課
	高齢者福祉分科会	長寿支援課	福祉保健課
産 業 部 会	商工分科会	商工課	総務課 産業振興課
	観光分科会	観光物産課	産業振興課
	農林分科会	農林課	総務課 財務課 産業振興課 建設課 農業委員会
建 設 部 会	土木分科会	土木課	住民課 産業振興課 建設課
	都市計画分科会	都市計画課	財務課 住民課 産業振興課 建設課 生涯学習課
	水道分科会	水道課 工業用水道管理事務所	建設課
	下水道分科会	下水道課	建設課
教 育 部 会	教育総務分科会	教育総務課	総務学校教育課
	学校教育分科会	学校教育課 教育研究所	総務学校教育課 生涯学習課
	社会教育分科会	社会教育課 中央公民館 中央図書館	総務課 生涯学習課 公民館
	スポーツ分科会	スポーツ課	生涯学習課
議会事務局部会	議会事務局分科会	議会事務局	議会事務局
選管事務局部会	選管事務局分科会	選管事務局	選管委員会
農委事務局部会	農委事務局分科会	農委事務局	農委事務局
監査事務局部会	監査事務局分科会	監査委員事務局	監査委員
病 院 部 会	病院分科会	市立総合病院企画課 市立総合病院総務課 市立総合病院医事課	福祉保健課

注意 分科会の委員は、おおむね大館市にあっては課長補佐及び係長、田代町にあっては主幹、主査及び主任の職にある者とする。